相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県うきは市吉井町八和田九七二番地、最後の住所熊本市御幸笛田三丁目二番二号
被相続人　亡　久保田嘉紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十六日
事務所熊本市坪井六丁目二七番七号
相続財産管理人　弁護士　森山　義文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市原町一八番地、最後の住所宮崎県宮崎市大字島之内九六四八番地六
被相続人　亡　中武　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十六日
宮崎県宮崎市淀川一丁目一番六号クレロマンション一階
相続財産管理人　増田　良文

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年二月二十六日

一、墳墓等所在地　茨城県水戸市天王町八番一七号、茨城県水戸市常磐町一丁目一番

一、墳墓等の名称　神崎寺境内墓地、向山墓地、①青木家、②安達家（久保木）（藤田安次郎建立）、③橋本家、④荒巻家、⑤佐藤清之介家（建立）、⑥千賀家、⑦関山家、⑧飯田家、⑨中谷家、⑩北澤家（蔵並トシ建立）、⑪西野家、⑫河野家（江口）、⑬森田家、⑭雨谷家、⑮飛田家、⑯片岡家、⑰後藤家、⑱圷家、⑲鈴木家、⑳伊藤家、㉑柴田家（中山）、㉒久下家、㉓大川家、㉔河野家、㉕川崎家、㉖芹沢家、㉗橋本家（加藤）、㉘富田家、㉙魚住家、㉚牧野家（栗田松・前田すみ建立）、㉛加藤家、㉜飯村家、㉝園部家、㉞鳴井家、㉟島田勝蔵・すゑ家（建立）、㊱菊池家、㊲西野家、㊳高田家

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳①菅谷鶴吉、青木かね、青木一男、青木二郎、青木茂雄、青木鶴次、青木松、川村美好、青木フク、青木浅雄、②安達秀吉、安達狼太郎、安達ゆき、不詳二名、③橋本光子、橋本新翁、橋本きよ、橋本晃、橋本やそ子、橋本正之進、橋本満里子、橋本孝之助、山口美津江、山口つや子、④佐藤清次郎、伊藤初太郎、伊藤ふく、竹田仙吉、⑤佐藤小次郎、⑥千賀とく、千賀捨吉、⑦関山三之介、関山孝子、不詳十三名（戒名）、不詳一名、⑧飯田政次郎、飯田美与、不詳八名、⑨小貫太一兵衛、山崎みの、小貫諒之介、不詳十名（戒名）、不詳十名、⑩北澤ふく、⑪不詳一名、⑫不詳四名（戒名）、不詳二名、⑬不詳九名（戒名）、⑭雨谷敏行、雨谷徳行、雨谷清、雨谷歌子、雨谷友軒、不詳三名（戒名）、不詳三名、⑮飛田政重、飛田雄二、飛田喜代子、飛田克巳、飛田稔子、⑯片岡ぎん、片岡ます子、不詳二名（戒名）、不詳一名、⑰安介大高、後藤庄次郎、後藤ヤを、大高松次郎、不詳一名、⑱圷寅次郎、圷幾年、圷早子、圷波奈、圷阿佐、圷弥吉、伊勢屋源兵衛、田口源兵衛、田口直、不詳二名（戒名）、⑲鈴木信虎、鈴木はる、鈴木阿幾久、鈴木伊兵衛、鈴木しげ、不詳五名（戒名）、⑳不詳一名、㉑柴田兼吉、柴田豊吉、柴田**奉**吉、不詳二名（戒名）、㉒久下粂八、久下玉子、㉓大川清三郎、大川しも、大川ふゆ、㉔河野源介、河野子之吉、河野とら、河野春雄、㉕川崎脩四郎、川崎あき子、㉖芹沢新之丞、芹沢登久、芹沢好子、芹沢伸子、芹沢寛、芹沢きん、不詳一名、㉗橋本長太郎、橋本銀次郎、不詳八名（戒名）、㉘富田熊次郎、不詳二名、㉙魚住撰太郎、魚住あさ、魚住ゆき、魚住正孝、魚住隆照、魚住佐登、不詳一名（戒名）、不詳一名、㉚牧野加乃、澤幡伊乃、前田寿美、前田津多、牧野きく、㉛加藤郁太郎、㉜飯村儀七郎、小泉喜兵衛、飯村仙太郎、飯村頼三、飯村信六、飯村文子、飯村澄子、不詳二名、㉝園部蔵、園部源太郎、不詳九名（戒名）、不詳二名、㉞不詳三名（戒名）、不詳一名、㉟島田良人、島田福太郎、島田よね、島田さだ、島田俊、島田昌平、島田すゑ、㊱菊池勲、菊池周**蔵**、菊池伊代子、菊池昌子、菊池香子、不詳一名、㊲西野冬子、西野毅、西野辰之助、西野芳子、西野達男、西野紀子、西野蝶、西野たま、不詳一名（戒名）、㊳高田巳之介、高田わく里、高田あき子、高田ふみ子、高田辰五郎、高田つね子、杉田はな子、高田芳次郎、矢嶋彦次郎、高田わぐり、不詳三名（戒名）、不詳一名

一、改葬を行おうとする者　茨城県水戸市天王町八番一七号　宗教法人　真言宗　豊山派　神崎寺　代表役員　関口　龍彦

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　ビー・ザ・ワン株式会社　ビー・ザ・ワン株式会社　東京都渋谷区神泉町一〇番九号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年二月二十六日
東京都渋谷区神泉町一〇番九号
ビー・ザ・ワン株式会社
代表取締役　犬塚　直史

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年2月26日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①合同会社バリューアップマネジメント・ツー　②東京都知事(1)87808　③代表社員　オフィスデータサービス株式会社　職務執行者　中嶋祐司　④東京都千代田区飯田橋二丁目4番5号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区飯田橋二丁目4番5号　合同会社バリューアップマネジメント・ツー　代表社員　オフィスデータサービス株式会社　職務執行者　中嶋祐司

①さくらデューデリジェンス株式会社　②東京都知事(1)86695　③代表取締役　日下部宗人　④東京都渋谷区代々木3丁目35番10号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区代々木3丁目35番10号　さくらデューデリジェンス株式会社　代表取締役　日下部宗人

①田中硝子合名会社　②福井県知事(7)812　③代表社員　田中美恵子　④福井県大野市中抜1―5　⑤1000万円　⑥福井県知事　⑦福井県大野市元町11―7　田中硝子合名会社　代表社員　田中美恵子

①機動建設工業株式会社　②国土交通大臣(1)7678　③代表取締役　桐野誠和　④大阪府大阪市福島区福島4丁目6番31号　廃止した従たる事務所　東京都千代田区有楽町二丁目2番1号ラクチョウビル9階　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市福島区福島4丁目6番31号　機動建設工業株式会社　代表取締役　桐野誠和